

地域をめぐる争点と課題

—「我が事・丸ごと」vs 自治と共同の住民パワー—

大阪障害者センター 塩見洋介

障害者はこれまでも、そして今にいたるものなお、家族を中心とした私的な支えあいのなかでのくらしを余儀なくされています。

障害者施策の多くは、家族相互の私的な「支えあい」からの脱却と、障害児者の権利保障の進展の流れのなかで、公的施策として徐々に整備・拡充してきました。



厚生労働省は、省内担当者でつくる「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で、①「縦割り」の限界の克服、②「つながり」の再構築などを、日本の社会福祉制度がかかえる今日的な改善課題として掲げました。そしてその解決にむけ、地域のなかで住民が支えあうことや、そのことを推奨する関連法制的整備を進めています（これら一連の施策を以下「我が事・丸ごと」と称します）。このことが、障害者や家族・関係者にどのような問題をもたらすのか、「地域」をキーワードに考えることにしましょう。

■いまも続く家族相互の私的な「支えあい」 公的制度化に向けた共同の運動

① いったん深刻さ増す「老・障」介護

障害者はこれまでも、そして今にいたるものなお、家族を中心とした私的な支えあいのなかでのくらしを余儀なくされています。そんな老親が障害者のくらしを支える状況は、ひらく「老・障」介護とも呼ばれています。

きょうざれんが2016年5月にとりまとめた「障害のある人の地域生活実態調査の結果報告」（サンプル数・1万4745）によれば、障害のある人の81・6%が相対的貧困以下で暮らしており、その結果、多くの障害者が「親依存の生活」を余儀なくされていると指摘しています。また、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）が2016年4月にとりまとめた「障害者の介護者の健康に関する実態調査報告」（サンプル数・2640）では、日常における主たる介護者

○「おじゃまる広場」のとりのくみ（三重県名張市）

高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画して活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えている。このほか、介護・生活・子育てなどワンストップの相談窓口・地域づくりと地域福祉の総合拠点として「まちの保健室」を機能させている。

*

先進とされるこれらの事例は、地域のなかからのさまざまな創意工夫の積み上げによってつくられてきたものであり、その評価は「良い・悪い」の二択で行われるべきものではありません。「支えあい」には、「住民支配」と「住民自治」の二面性があることを踏まえたいうえで、地域住民にとつての意義と役割を具体的に評価する視点をもつことが大切です。

■「支えあい」がもつ二面性

① 住民支配の側面

国民が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、日本国憲法で権利として保障されています（第25条）。そして実際に一人ひとりのくらしを保障する責任は国家にあります。社会保障や社会福祉もその目的実現のために整備されてきたものです。

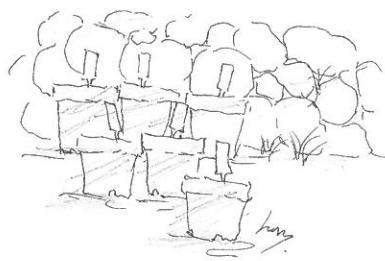
ところがいま、大企業の国際競争力を高めるためと称して法人税が軽減され、その結果社会保障制度の切り捨てが次々と進められています。そうした社会保障制度の大幅後退によるくらしの困難の拡大に対応するため、住民相互の助けあい・支えあいをすすめるよう

■国が紹介するモデル事例

厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会推進の先進事例として、これまでに各地で展開されてきたとりくみを紹介しています。そのなかの2例のみ紹介します。

○富山型デイサービスのとりくみ（富山県）

介護保険のデイサービス機能に、障害者施策の就労継続支援B型を加え、高齢者だけでなく障害者・子どもなどの多様な利用者がと暮らし支えあう。そのことが高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生んでいる。



は、母親が91%、父親5%、配偶者1%と、介護負担のほとんどを母親が担っている姿が浮き彫りになっています。こうしたくらしの状況が、本来あるべき親子関係の姿をゆがめ、相互の自立を阻害する「共依存」の関係を助長する原因ともなっているのです。

②「学ぶ場」「働く場」「暮らしの場」…住民相互の運動が制度をつくってきた

それだけではありません。今日では「あつて当然」とされている教育の制度や福祉の制度をつくりあげ、今日まで支えてきたのは、障害当事者とその家族や地域の人たちのねばりづよい運動（住民相互の支えあい）です。1979年によく実現した養護学校の義務制実施も、「働こう障害者も・働けるんだわたしたちも」を合言葉に障害者の働く場として急速に飛躍を遂げた共同作業所の運動も、障害者のくらしの場として全国に広がったつある「グループホーム」の整備も、行政が自ら率先して進めてきたものではありません。なんの制度もないなか、当事者や家族・地域住民・関係者が協力しあい、障害児者の「学ぶ権利」「働く権利」「生活する権利」の発展を求めて運動し、実践を広げてきた結果、ようやく整備されたのです。

こうして障害者施策の多くは、家族相互の私的な「支えあい」からの脱却と、障害児者の権利保障の進展の流れのなかで、公的施策として徐々に整備・拡充してきました。

ここにこそ私たちが積み上げてきた「共生」社会実現にむけた実践の神髄があります。